

ICT 活用工事積算要領（付帯構造物設置工）

1 適用範囲

本資料は、三次元設計データを活用した付帯構造物設置工(以下「付帯構造物設置工(ICT)」という。)に適用する。

なお、付帯構造物設置工(ICT)については、掘削(ICT)、路体(築堤)盛土(ICT)、路床盛土(ICT)、法面整形(ICT)、舗装工(ICT)と同時に実施する場合に適用できるものとする。

2 適用工種

- ・コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）、（コンクリートブロック張）、（連節ブロック張）、（天端保護ブロック）
- ・緑化ブロック工
- ・石積（張）工
- ・側溝工（プレキャストU型側溝）（L型側溝）（自由勾配側溝）
- ・管渠工
- ・暗渠工
- ・縁石工（縁石・アスカーブ）
- ・基礎工（護岸）（現場打基礎）（プレキャスト基礎）
- ・海岸コンクリートブロック工
- ・コンクリート被覆工
- ・護岸付属物工

3 三次元設計データの作成費用

三次元設計データの作成を必要とする場合に計上するものとし、当該工種に係る必要額を適正に積み上げるものとする。

4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用

三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設费率、現場管理费率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、付帯構造物設置工(ICT)と同時に実施する、掘削(ICT)、路体(築堤)盛土(ICT)、路床盛土(ICT)、法面整形(ICT)、舗装工(ICT)において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・共通仮設费率補正係数：1.2
- ・現場管理费率補正係数：1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、付帯構造物設置工(ICT)において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1)～5)とし、それ以外の、ICT活用工事実施要領(付帯構造物設置工)に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設费率および現場管理费率に含まれる。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 上記1)～4)に類似する、他の三次元計測技術を用いた出来形管理